

狛江市認証保育所等入所児童保護者負担軽減補助金について

1. この補助金ってなに？

狛江市民で、①認証保育所等に、月 120 時間以上の月極め利用契約を結び有償で預けており、②保育を必要としているご家庭に補助金を交付する制度です。

③世帯の市区町村民税所得割課税額に応じた補助（「利用者支援」）および④第2子以降の児童に対する補助（「多子世帯支援」）によって、交付額を決定します。

① 認証保育所等 とは

- 認証保育所 → 東京都が認めた施設（都内にしかない施設です）
- 家庭福祉員（保育ママ） → 狛江市が認定した方
- その他の認可外保育施設 → 都道府県知事に届出をしている施設

注意

補助金を交付できない施設もあります。

- 会社の従業員しか利用できない施設
- (店舗など) お客様のお子様を一時的に預かるための施設
- 期間限定で設置された臨時的な施設
- 都道府県知事に届出を行っていない施設
- 親族間の預かり合い など

② 保育を必要としている とは

⇒ 保護者**全員**が自宅で保育できないと市で認めた場合です。

認められる場合（証明する書類が必要です）

- 週3日以上かつ週 12 時間以上働いている（就労証明書〈市 HP からダウンロード可〉）
- 入院、療養している（診断書など）
- 障がいを持っている（身体障害者手帳など）
- 出産予定である（母子手帳）
※出産予定月及びその前後2カ月の5カ月間を限度に補助の対象となります
- 求職中である（雇用保険受給資格者証、就労確約書〈市 HP からダウンロード可〉 など）
※求職中による申請は、2カ月間を限度に補助の対象となります

認められない場合

- 当月1日時点で、育児休業中である
- 当月1日時点の状況を、証明する書類が用意できない など



2. どれくらいの金額が補助されるの？

粕江市認証保育所等入所児童保護者負担軽減補助金は、

「利用者支援」と「多子世帯支援」の2つからなり、対象者・補助金額がそれぞれ異なります。

③ 【利用者支援】

対象：0～2歳児クラス

(令和4年4月1日時点で2歳児以下の児童／無償化補助を受けている世帯を除く)

⇒ 世帯ごとの最新(令和4年度)の市区町村民税所得割課税額に応じて補助金額が変わります。

世帯ごとの市区町村民税所得割課税額	補助金額/月
77,100円以下の世帯	15,000円
211,200円以下の世帯	11,000円
256,300円以下の世帯	7,000円
256,301円以上の世帯	交付できません

※課税額は、課税証明書などで確認できます。

※最新の課税証明書は令和4年1月1日に住民登録をしている自治体で取得できます。

※表中の市区町村民税所得割課税額は配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・寄付金控除を適用する前の税額です。

④ 【多子世帯支援】

対象：0～5歳児クラス かつ 上の子の年齢に関わらず第2子以降の児童

(令和4年4月1日時点で5歳児以下の児童)

対象世帯		補助金額/月	
0～2歳児	当該年度市区町村民税課税世帯	第2子	14,000円
		第3子以降	27,000円
	当該年度市区町村民税非課税世帯	第2子	13,000円
		第3子以降	25,000円
3～5歳児		第2子	10,000円
		第3子以降	20,000円

3. 交付額の計算方法は？

【補助金額】（円）×月数（上記③④いずれにも当てはまる場合は合計額）と、

保育料※（無償化対象として補助される額を除く）を比べていずれか低い額

で交付金額を決定します。

※保育料減免がある場合は、減免後の額

【月数の数え方】

毎月、以下のイ～二を全て満たした場合に補助金の対象月と数えられます。

イ ○月1日に住民登録が狛江市にある

ロ ○月1日に認証保育所等に在籍している（月120時間以上の月極め利用契約を結んでいる）

※複数の施設に在籍している場合、合計で月120時間以上の月極め契約を結んでいる必要があります

ハ ○月1日時点で保育を必要としている（1の②）

二 ○月分の保育料を支払い済である

※○には4～9（月）が入ります

注意

よくあるケース（例：6月分が対象月かどうか）

- ・6月1日まで通園していた（6月分の保育料は支払い済）→ 6月分は条件ロを満たしています
- ・6月2日から母の育児休業が始まった → 6月分は条件ハを満たしています
- ・6月2日から保育所と契約を結んだ → 6月分は条件ロを満たしていません
- ・6月2日から勤務先と雇用契約を結んだ → 6月分は条件ハを満たしていません

⇒各月1日時点で、要件を満たしているかどうか基準です。

4. いつ、どうやってもらえるの？

⇒ この補助金の交付は年に2回、6カ月分をまとめて交付します。

- 第一期：4～9月分（申請は9月中）
- 第二期：10～3月分（申請は3月中）

- ・保育料を先に全額お支払いいただき、その後、市で補助金を交付します。
- ・両期とも、振込に締切から1～2カ月程度かかります。

5. 申請にはなにが必要なの？

⇒ 申請には、全員が必要な書類と、ご家庭の状況に応じて必要な書類の2種類があります。

	書類の名前	注意	チェック
全員が 必要	申請書（1号様式）	書類上段は保護者の方がご記入ください。下段の「在籍証明書」は、保育所に作成をお願いしてください。	<input type="checkbox"/>
	請求書（4号様式）	書類中段の「住所」より下をご記入ください。	<input type="checkbox"/>
	契約書の写し	3の条件□に合致する契約書のコピーを提出してください。 （契約期間、契約時間、氏名、施設名が確認できるページ）	<input type="checkbox"/>
	保育を必要としている 証明書（両親分）※1 （証明日から3か月以 内のものが有効）	（以下より状況に応じて） ・就労証明書（自営業の方は添付書類が必要です） ・診断書（家庭での保育が困難という旨の記載が必要です） ・身体障害者手帳 ・母子手帳（表紙及び出産予定日が分かるページの写し） ※出産予定月及びその前後2カ月の5カ月間を限度に補助の 対象となります ・雇用保険受給資格者証、就労確約書など求職活動中である ことを証明する書類 ※求職中による申請は、2カ月間を限度に補助の対象となり ます	父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
家庭状 況によ る	令和4年度 課税証明書または非課 税証明書（両親分）	令和4年1月1日に狛江市に住所がない方は、該当の役所で 令和4年度の課税証明書または非課税証明書を取得してくだ さい。（別途児童育成課へ提出済みの場合は不要です。付箋等 に「〇〇の申請で提出済み」等と記載し、申請書に貼付して ください。）	父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>

※1 「保育を必要としている証明書」について

例年、保護者の「保育を必要としている証明書」の提出を必要としておりますが、全国的な新型コロナウイルス感染者数の増加を受け、感染拡大に伴う保護者及び勤務先等への負担軽減の観点から、令和4年度第一期の手続きにおいては、以下のとおりといたします。

●令和4年度4月入園以降の認可保育園申込で提出済みであれば、ご提出不要といたします。ただし、内容に変更が無い場合に限りです。付箋等に「令和4年4月入園申込で就労証明書提出済み」等と記載し、申請書に貼付してください。

●転職、退職や育児休業の開始など、内容に変更があった場合で、児童育成課に変更後の届出をしていない場合は、ご提出が必要です。

●認可保育園お申込み時点で「育児休業中」として就労証明書を提出したが、復職後、復職証明書を児童育成課に提出済みの場合は、ご提出は不要です。

●変更があるにも関わらず提出せず、補助金を受領していた場合は、補助額をご返還いただきます。また、変更があるにも関わらず提出せず、補助要件を満たさないと判断された場合にも、責任は負いませんのでご了承ください。

注意

よくある質問

・「補助対象期間中に転職をしましたが、新しい勤務先の就労証明書だけ提出すれば良いですか？」

- ① 令和4年4月入園以降の認可保育園申込で転職前の就労証明書を提出している場合
→転職後の就労証明書のみご提出が必要です。

- ② 令和4年4月入園以降の認可保育園への申込を行っていない場合
→補助対象期間全ての「保育を必要としている」証明（就労証明書など）をご提出ください。
補助対象期間中に転職をしていれば、転職前と転職後両方の就労証明書が必要です。

